

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 27 年 8 月 28 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 小 川 久仁子
 同 茅 野 誠

1 措置の対象となった監査の結果

平成 27 年 3 月 31 日（神奈川県公報号外第 29 号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表した不適切事項が認められた 4 団体のうち教育委員会分を除く 3 団体全て

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 保健福祉局

< 財政的援助団体等 >

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
社会福祉 法人神奈 川県総合 リハビリ テーショ ン事業団	平成26年11月19日 (平成26年10月14日 から同月17日まで 職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りが あり、事務処理が著 しく不適切であっ た。 1 神奈川県総合リ ハビリテーショ ンセンターの指定管 理者として行う物 品管理事務におい て、管理業務の対 象となる物件とし て基本協定書に記 載され、所在確認 が必要とされる超 音 波 血 流 計 (7,850,000 円) について所在不明 であるにもかかわらず、その報告を 県に行っていないか った。 2 神奈川県総合リ ハビリテーショ ン	不適切事項については、次のとおり 措置した。 1 超音波血流計の管理については、 県からの貸付物品の管理において、 著しく適正を欠くものと認識してい る。 今後は、このようなことがないよ う、県からの貸付物品の管理の重要 性を改めて認識し、物品処分の際の 事務手続及び現物照合を適切かつ確 実に実施することにより、適正な事 務処理に努めることとした。 県は、現物照合及び貸付物品管理 の適正な実施について指導した。 2 管理業務の委託に係る事前承認に ついては、事務処理の確認体制が不 十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよ う、事務処理スケジュール等に事前 承認手続を明記し、複数の職員によ る確認を行うことにより、適切な事 務執行に努めることとした。

		センターの指定管理者として行う契約事務において、管理業務の第三者への委託1件（契約金額46,703,311円）の契約の締結に当たり、基本協定書及び個人情報保護に関する別記事項に定められた県の承認を得ずに契約していた。	県は、今後の適切な事務の執行について指導した。
社会福祉法人かながわ共同会	平成26年11月12日（平成26年10月7日から同月10日まで職員調査）	（不適切事項） 津久井やまゆり園の指定管理者として行う収入事務において、基本協定書の規定により、指定管理料及び利用料金による収入について、他の口座とは別の口座で管理し、管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理すべきところ、口座の管理及び経理の区分整理が適正に行われていなかった。	不適切事項については、収入事務を行うに当たり、確認が不十分であったことから、日中一時支援事業収入の一部を、指定管理業務の生活介護事業の口座で管理し、さらにこの一部については、決算上も同事業に属する収入として、誤って計上してしまったものである。 指定管理業務である生活介護事業の管理口座へ受託事業収入（市事業名：相模原市障害者等日中短期入所事業）が入金されていたことについて、平成26年11月收入分（平成27年1月入金）から、受託事業収入の管理口座へ入金するように改善した。 今後は、このようなことがないように、経理事務の取扱いを改善し、複数の担当者による照合、審査を実施することとした。 また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して適正なる経理事務執行が行えるように改善した。 県は、今後の適正な事務の執行について指導した。

(2) 産業労働局

< 財政的援助団体等 >

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人神奈川産業振興センター	平成26年11月6日（平成26年9月29日、同月30日及び同年10月1日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、設備貸与に係る資産購入費と資産購入原価を重複して計上してしまったため、課税

		<p>1 出資団体の支出事務において、消費税及び地方消費税の会計処理に当たり、過年度の税額計算に誤りがあり、修正申告により不足税額26,234,900円と延滞税693,200円を納付していた。</p> <p>2 出資団体の庶務事務において、県内旅費の支給に当たり、旅費1件、470円を支給しておらず、56件、10,430円を過大に支給していた。</p>	<p>仕入額が過剰となってしまったことにより生じたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公認会計士に決算業務の指導を委託し、消費税計算を精査してもらうとともに、職員の能力向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p> <p>2 庶務事務については、職員等の職員旅費規程及び「旅行命令簿・旅費請求書」の記入方法の理解不足及び点検者の点検漏れによるものである。</p> <p>不適切事項の県内旅費の過大支給については、平成27年3月30日に本人より返納された。また、支給不足分については、同日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、「旅行命令簿・旅費請求書」の様式を一部変更し、記入方法を徹底するとともに、随時、注意喚起を行い、併せて、複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
--	--	--	---